

令和 4 年度

沼津市雇用対策協定に基づく事業計画

沼 津 市

静岡労働局

目 次

第1章 趣旨	1
第2章 雇用対策の推進	1
1 市と労働局の窓口	
2 雇用・労働対策関連情報の提供	
3 沼津市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制	
第3章 雇用施策	
1 若年者の就労支援	2
2 女性の働きやすい職場環境の支援	2
3 障がいのある人の雇用対策の推進	4
(1) 障がいのある人の雇用促進	
(2) 雇用・福祉・教育等の連携による就労支援	
4 高齢者の就労支援	6
5 生活困窮者の就労支援	6
6 外国人労働者の受入れの支援	7
第4章 雇用創出・雇用確保	9
1 市内企業の人材確保の支援	
2 企業誘致関連事業の実施	
3 起業等への支援	
4 中小企業の経営安定化支援	
5 中小企業に働く勤労者の福祉向上支援	
6 沼津しごと応援事業	
7 奨学金返還支援事業	
第5章 協定に基づく取組に関する目標【令和4年度目標】	10
1 若年者の就労支援	
2 女性の働きやすい職場環境の支援	
3 障がいのある人の雇用対策の推進	
4 高齢者の就労支援	
5 生活困窮者の就労支援	
6 外国人労働者の受入れの支援	
7 雇用創出・雇用確保	

第1章 趣旨

沼津市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の向上に連携して取り組むため、平成30年11月16日「沼津市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び沼津公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市内の雇用・労働環境の向上と就労支援の促進を図るため、事業計画をまとめ、互いに協力し、一体的に施策に取り組むものとする。

第2章 雇用対策の推進

第5次沼津市総合計画において、「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」の実現を目指し、労働人材の確保と育成として、「市内企業の安定した雇用確保に向けて、企業の情報発信や若者の就労の支援、学生の地元企業への就職の促進を図る」という施策の基本方針が示されている。

沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「力強い産業を育て魅力ある雇用を創出する」という基本目標の施策の方向として、地域産業を担う人材の確保を図ることが施策に掲げられている。

これらのことから、雇用環境の整備や、求職者・事業主への就労に関する情報提供等が効果的に推進されるよう、市と労働局は協力体制の整備を図るものとする。

1 市と労働局の窓口

市においては産業振興部商工振興課、労働局においては職業安定部を雇用施策の窓口とし、就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協力して施策の推進を図る。

2 雇用・労働対策関連情報の提供

市とハローワークは、沼津地区雇用対策協議会を通じ、雇用・労働に関する情報や意見の交換による連携を強化し、効果的かつ迅速な対応と施策への反映を図る。

3 沼津市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制

市と労働局・ハローワークは、沼津市雇用対策協定に基づく施策を一体となって推進するにあたり、沼津市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業の進捗状況の把握を行い、事業計画の具体的な取組方針や内容について協議を行う。

第3章 雇用施策

1 若年者の就労支援

大学生等の就職内定率は高いものの、就職先として首都圏を中心とした大企業等を選択し、市外に転出することが多い。そこで、市内企業への就職及び定住を促進し、もって市の産業を担う人材の確保を図るものとする。

《市と労働局が連携して取組む業務》

- 市とハローワークは連携し、求職者に対する企業情報の提供やハローワークの専門窓口である「新卒応援コーナー」の周知と活用を促進する。特に新卒者に対し、高校・大学や中小企業等と協力して適切な就労支援を行う。

《市が実施する業務》

- ハローワークと沼津商工会議所が共同して開催する新規学校卒業者採用のための求人説明会に協力する。
- 若年求職者のU・I・Jターン就職を推進するため、沼津しごと応援サイト「ぬまjob」の運営により、市内求人企業と求職者のマッチングを図る。
- キャリアデザイン相談センターを設置し、個々の相談に応じたキャリアデザインプログラムに基づく市内企業への就職推進及び早期離職防止に対する相談支援を行う。
- 概ね45歳未満の若年者等求職者と市内企業との合同就職面接会を開催する。
- 就労機会の拡充を図るため、ハローワークをはじめ関係機関と連携し、雇用情報の提供や求職者の専門技術習得のための支援、地元産業の活性化支援による雇用の場の創出に努める。

《労働局が実施する業務》

- 新規学校卒業者の就職を支援し、公正な採用選考を周知・徹底するため、市や沼津商工会議所と共同して新規学校卒業者採用のための求人説明会を開催する。
- 新卒者及び既卒者を対象とした「若年者就職フェア」を開催する。
- ハローワークの新卒応援コーナーで、就職支援から就職後の定着支援を実施する。
- 若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」について、普及拡大・情報発信を強化することにより人材確保に課題を抱える中小・中堅企業等と新卒者等のマッチングを促進する。
- フリーター等非正規雇用から正社員を目指す若者（就職氷河期世代を含む。）に対して、きめ細やかな支援により正社員就職を促進する。

2 女性の働きやすい職場環境の支援

地域経済の活性化を図るうえで、女性が働きやすい職場環境づくりが重要であるため、継続的な職業キャリア形成や子育て中の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、また、様々な就業形態の整備や働き方改革の普及・啓発に努める。

《市と労働局が連携して取組む業務》

- 市と労働局は、男女がともに育児休業・短時間勤務制度などを取得しやすい就業環境の整備促進に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。また、企業の取組を促進するため、セミナー開催の情報発信等を行う。
- 市と労働局は、労働者が性別により差別されることのないよう、男女雇用機会均等法の周知を図り、併せて女性の活躍促進のための制度の周知や関連するセミナー等の情報提供を行うほか、女性の継続就労やスキルアップについてのセミナー等を開催する。
- 労働局は、子育てをしながら就職を希望している女性等に対して、仕事と育児・介護の両立支援策や、求職者ニーズを踏まえた企業情報の提供やセミナーの開催等の就職支援を実施する。市は連携して情報提供し、就職支援を促進する。

《市が実施する業務》

- キャリアデザイン相談センターを設置し、個々の相談に応じたキャリアデザインプログラムに基づく市内企業への就職推進及び早期離職防止に対する相談支援を行う。
- ぬまづビジネスサポート連絡会を組織し、女性起業者や新規起業創業者に対する課題解決に向けた情報提供・支援を行う。
- ダイバーシティ経営やテレワーク導入等をテーマとするセミナーを開催するとともに、男女雇用機会均等法や非正規雇用の待遇改善に関わる制度の動向、法改正等について情報提供する。
- 「ぬま job」や「沼津市男女共同参画推進事業所」を通して雇用情報を発信する。
- 女性を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する市内求人企業との面接会を開催し、女性の積極的登用の機会を創出するとともに、女性の就業支援を推進する。
- セクハラ・マタハラの防止など、職場環境整備が必要であるため、沼津市男女共同参画推進事業所認定制度を進めるなど、市内事業所の職場環境整備を支援する。
- 働く人たちを対象としたワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修の主催や開催の支援をする。
- 家庭内におけるワーク・ライフ・バランスを推進し、また、企業における女性の積極的登用に係る学習機会を提供する。
- 市関係課や商工会議所・商工会など関係機関と連携し、Woman's 起業応援スクールの開催や起業支援アドバイザーによる支援を実施し、中小企業における女性活躍を推進するほか、関係事業の情報提供を行う。
- シングルペアレントの生活向上のための必要な情報提供を行う専用の相談窓口を設置し、職業技術取得の支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- 各種労働法の理解、保育所や子育て支援サービスに関すること等、就職活動に役立つ

情報提供を行う。

- 就職活動の具体的なノウハウ等に係る各種セミナー等を実施するとともに、関係機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。
- 母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図る。
- ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育て中の早期就職希望者への就職実現プランの策定や、仕事と子育ての両立希望へ対応する求人開拓、求人の確保など、求人情報の提供、予約制による職業相談・紹介を行う。

3 障がいのある人の雇用対策の推進

障がいのある人の雇用の拡大に向けて、法定雇用率の周知、職業相談や職業紹介等の雇用施策を実施する。また、障がいのある人の就労意欲が高まるよう、福祉・教育関係の施策や職業能力開発事業と連携し、障がいの特性に応じた就労支援を促進する。

（1）障がいのある人の雇用促進

《市と労働局が連携して取組む業務》

- 市と労働局は、障がいのある人の雇用を推進するため、事業主や一般市民の理解を高めるとともに、障害者雇用率制度に対する意識啓発を行う。

《市が実施する業務》

- 障がいのある人の雇用について、ハローワークが事業者に対して行う啓発活動に協力する。
- 障がいのある人が定着して就労できるよう、労働環境の改善、職場・職種の開発など、働く場の拡大や環境の改善を関係機関等に働きかける。
- 障がいのある人の雇用についての理解を進めるよう、ハローワーク、本市及び近隣市町や企業等で構成する沼津地区雇用対策協議会をはじめ、訓練機関、特別支援学校等との連携を強化する。
- 市内企業に向けてダイバーシティ経営セミナーを開催し、障がいのある人を含む多様な人材が活躍できる職場環境の整備を推進する。

《労働局が実施する業務》

- 障害者の雇用拡大を図るとともに、障害者への差別禁止及び合理的配慮の提供義務等について周知を行う。
- 障害者の雇用機会の拡大のため障害者就職面接会等を開催する。
- 障害者雇用率達成指導の厳正かつ計画的な訪問指導を実施する。
- 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、精神障害や知的障害のある人向けの求人開拓を実施する。

（2）雇用・福祉・教育等の連携による就労支援

《市と労働局が連携して取組む業務》

- 市と労働局は、福祉・教育分野における関係機関との連携により、就労を支援する。

《市が実施する業務》

- 障がいのある人を対象とした就職面接会を開催し、雇用機会の創出を図る。
- 障害者手帳交付時や障がい者団体を通じて啓発し、ハローワークが実施する「トライアル雇用制度」や静岡県が実施する「ジョブコーチ支援」等の利用促進を図る。また、事業所での就労体験や雇用の前後を通じて、障がいの特性を踏まえた専門的な支援を行う制度の活用を図る。
- ハローワーク、静岡県立あしたか職業訓練校で実施する職業訓練事業の利用について、福祉サービスのしおり等により周知する。
- 訓練施設や学校で実施している企業での職場体験・実習に協力する。
- 企業等への就労を希望する障がいのある人への就労に必要な知識及び技能向上のための訓練を行う就労移行支援事業により、一般就労の推進に努める。
- 就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の職場定着を図るため、就労定着支援事業の利用を推進し、関係機関が連携するなかで、障がいのある人が安心して働き続けられるよう努める。
- 一般就労が困難な障がいのある人に就労機会を提供するとともに、就労に必要な能力の向上を図る就労継続支援事業の利用による生活の質の向上に努める。
- 授産製品の販路拡大のため、障害者就労支援事業所の製品の一般の方への周知を図り、積極的な活用を促進することで、工賃向上の取組を支援する。
- 障害者優先調達推進法に基づき、市における物品の購入や業務の委託について障がい者就労施設等への発注を推進し、業務の受注確保を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ハローワークが中心となり、障害者就業・生活支援センターや、地域の関係機関との連携によるチーム支援の推進を図る。
- 障害の特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用を推進する。
- 障害者の福祉から雇用への移行を支援するため、市関係各課をはじめとする関係機関の担当者の日常的な連携強化及び個々の障害者の就労支援を図るよう、就労支援チーム会議へのテーマを提供する。
- 就労パスポート（障害者が、働く上で自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け支援機関や職場と必要な支援などについて話し合う際に活用できる共有ツール）の作成を普及させる。

4 高齢者の就労支援

少子・高齢化により労働力人口の減少が見込まれる中で、働く能力を有する高齢者が社会で活躍できるよう、働きやすい環境整備や再就職の支援を行う。

《市と労働局が連携して取組む業務》

○市と労働局は連携して、高齢者の長年の職業経験を活かすことのできる多様な働き方に対応した就労を支援する。

《市が実施する業務》

○高齢者の就業を促進するため、必要な情報の収集や提供、技能等の講習を実施している公益社団法人沼津市シルバー人材センターの事業運営を支援する。

○沼津市高齢者就業センターにおいて、就業に必要な情報の収集や提供を行い、就業・社会参加等に係る講座・講演会・講習会を実施する。

○市内企業に向けてダイバーシティ経営セミナーを開催し、高齢者を含む多様な人材が活躍できる職場環境の整備を推進する。

○高齢者を対象とした就職面接会を開催し、雇用機会の創出を図る。

《労働局が実施する業務》

○令和3年4月1日に施行された70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とする改正高齢者雇用安定法について事業主への周知・啓発を図るとともに、各種団体等と連携し、65歳を超える定年年齢の引き上げや継続雇用制度の導入を行う企業への支援を実施するなど事業主に対する高齢者就業確保の実施に向けた指導に取り組む。

○高齢者の再就職支援の充実のため、「生涯現役支援窓口」を活用した、担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、高年齢求職者向けのガイダンスや職場見学・職場体験・セミナー等を実施するほか、各種助成金制度を活用した支援を実施する。

○高齢者の職業経験を活かした生活設計を構築するため、担当者、就労・生活支援アドバイザー等が連携して就労支援を実施する。

5 生活困窮者の就労支援

生活困窮による就職困難者に対し、就労・生活支援事業等の雇用施策を推進し、就労を継続し、自立できるよう支援する。

《市と労働局が連携して取組む業務》

○市と労働局は、生活保護受給者や、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含む生活困窮者（児童扶養手当受給者を含む。）を対象として、就職による経済的自立や早期再就職の実現を図る。

《市が実施する業務》

- 生活困窮者等に対して社会的・経済的・日常生活自立に向けた支援を行う。
- 生活困窮者等に対し、関係機関と連携して社会的自立に向けた相談支援を行う沼津市自立相談支援センターの事業運営を支援する。
- ワークライフサポート事業対象者の送り出しを推進する。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職などにより住居を失った人又は失うおそれのある人に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援を行う。
- 離職や収入減等を余儀なくされた方を対象に、未経験の業種も就職先として検討し、再就職先の視野を広げることができるよう出口一体型の「再就職・雇用安定化支援プログラム」を実施し、安定した雇用形態での再就職につなげるとともに、再就職後の職場への定着支援を図る。

《労働局が実施する業務》

- 福祉事務所から就労支援の要請があった者に対し、福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、支援対象者にふさわしい求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当者制によるチーム支援や必要に応じた就労後のフォローアップ等の支援を行う。
- 沼津市自立相談支援センターの相談支援等により、専門機関による就労支援が必要と判断された支援対象者に対し、ハローワークにおいて、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供、特定求職者雇用開発助成金活用などの就労支援を行う。
- 事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の制度説明や就職後のハローワークからの雇用管理上必要な配慮に関する助言、事業所訪問等の支援策について説明し、求人開拓を行う。
- 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」において、児童扶養手当受給者の就労を支援する。

6 外国人労働者の受け入れの支援

中小企業等の人手不足に対応するため、人材確保が困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れ、安定的な雇用の実現のために、新たな外国人労働者の受け入れと、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を創っていくことを支援する。

《市と労働局が連携して取組む業務》

- 市と労働局は連携して、生活支援と就職支援を一体的に実施することにより、外国人が市民として安全に安心して暮らせる環境を整備する。

《市が実施する業務》

- 市内企業に向けてダイバーシティ経営セミナーを開催し、外国人を含む多様な人材が活躍できる職場環境の整備を推進する。
- 外国人労働者等が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らせるよう、多言語による相談窓口を整備するなど環境整備を進める。

《労働局が実施する業務》

- 日本語能力等の不足により就職が難しい者に対し、就労・定着支援研修の受託者、市と連携を図り、安定就労を促進する。
- 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理の状況確認、改善のための助言・援助及び、雇用維持のための相談・支援等についても実施する。
- ハローワークの窓口において、ポルトガル語、スペイン語、英語等の通訳を配置して就職支援を実施する。さらに、ハローワーク多言語コンタクトセンターの電話通訳及び多言語音声翻訳機を活用し、多国籍化が進む外国人求職者に対し相談業務を実施する。
- 外国人雇用管理アドバイザーと連携を図り、事業主に対する外国人雇用状況の届出制度の徹底を図る。

第4章 雇用創出・雇用確保

地域経済の持続的発展や定住人口の増加のため、既存産業を支えるとともに、企業誘致や成長産業分野の育成により、雇用機会を創出し、人材確保に努める。

1 市内企業の人材確保の支援

市は、労働局及びハローワークと連携して市内企業の人材確保を支援する。

ハローワークは、労働市場や地域の求職者の動向、賃金状況等の情報を集め、企業から求人が提出された場合には市と連携し、人材確保に向けた各種支援に取り組む。

さらに、人材不足の顕著な福祉・建設・警備・運輸の4分野に特化した人材確保対策コーナーにおける、求人・求職のマッチングを強化する。

2 企業誘致関連事業の実施

市は、立地を検討している企業に対し、企業が必要とする労働市場や人材ニーズに関する情報の提供を行う。

ハローワークは、市からの要請に基づき、労働環境や賃金状況、人材確保に関する情報などを企業に提供する。

3 起業等への支援

市は、起業予定者や新規事業参入企業などの支援や中小企業の戦略的な事業化実現のための助成などを行う。

ハローワークは、市や商工会議所等の関係機関と連携し、これらの事業の周知を行う。

4 中小企業の経営安定化支援

市は、中小企業の経営の安定や強化を促進し、企業の健全な発展のため、事業資金融資を支援するための制度融資を実施する。

ハローワークは、周知・広報に協力するとともに、管内雇用情勢等の情報提供を行う。

5 中小企業に働く勤労者の福祉向上支援

市は、中小企業の勤労者の福利厚生の充実を図るとともに、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与するため、沼津市・清水町勤労者共済会を支援する。

6 沼津しごと応援事業

市は、沼津しごと応援サイト「ぬま job」を活用し、市内企業の魅力を発信することで、企業の人材確保を図るとともに、ハローワーク及び県と連携し、求職者と市内企業とのマッチングを図り、人材を市内に呼び込む事業を実施する。

ハローワークは、周知・広報に協力するとともに、ハローワークの事業を市に紹介、連携することで事業主や求職者を支援する。

7 稳定化支援事業

市は、大学生等の本市企業への就職及び本市への定住を促進するため、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた大学生等が、市内に就職し居住した場合、その返還の一部を補助する。

第5章 協定に基づく取組に関する目標【令和4年度】

市と労働局は、令和4年度の事業を推進し協定の目的を効果的に達成するため、沼津地域における具体的な取組の中から共通の目標を定める。

1 若年者の就労支援

- ・若年者等求職者を対象とした合同就職面接会による就職者数（市）：【10人】
- ・フリーター等の正社員就職件数：【235件】
- ・高校生の就職内定率：【100%】

2 女性の働きやすい職場環境の支援

- ・キャリアデザイン相談センターにおける女性求職者の就職者数（市）：【10人】
- ・マザーズコーナーにおける重点支援対象者の就職率：【94.0%】

3 障がいのある人の雇用対策の推進

- ・障がいのある人を対象とした合同就職面接会による就職者数（市）：【4人】
- ・障がいのある人の就職件数：【310件】
- ・障害者等就職面接会（ミニ面接会を含む）の開催：【12回以上】

4 高齢者の就労支援

- ・高齢者を対象とした合同就職面接会による就職者数（市）：【4人】
- ・生涯現役支援窓口における65歳以上の就職件数：【148件】

5 生活困窮者の就労支援

- ・再就職・雇用安定化支援プログラムによる就職者数（市）：【10人】
- ・生活保護受給者等の就職率：【63.3%】

6 外国人労働者の受け入れの支援

- ・外国人雇用事業所訪問指導件数：【63件】

7 雇用創出・雇用確保

- ・人手不足分野（福祉・建設・運輸・警備）の就職件数：【827件】